最新！ PL 対策解説書 2022

超スマート社会での製品の安全の取り組み

一般社団法人 PL対策推進協議会

https://pl-taisaku.org

PL 対策 検索

最新！PL対策解説書 2022

～製品事故未然防止の実現～

INDEX 1
最新のPL対策

INDEX 2
具体的な取り組み

INDEX 3
製品事故未然防止のための体制整備

INDEX 4
表示・取扱説明書と製品の安全

INDEX 5
PL 対策

INDEX 6
製品リコール (自主回収) 対策

INDEX 7
製品安全社会を醸成するには‥

INDEX 8
関連法

一般社団法人
PL 対策推進協議会
https://pl-taisaku.org

はじめに

ポジティブインセンティブを目指す企業経営者様へ

製品の安全を通し、製品事故を未然防止できるのは企業経営者の判断に委ねられます。これは CSR と深く関わる経営判断であり、今後の経営に大きく関わります。
これまでの戦後政策の国の規制でしか自社製品の安全投資のできないネガティブインセンティブ型企業から自立し成熟した企業として製品の安全性を自ら追求する本来の企業経営に資すること、それがポジティブインセンティブを目指す企業経営です。これを目指す事業者を国も社会もそして ESG 投資として株主や金融が支援することになります。言い換えるとこの先の社会ではネガティブインセンティブ経営では持続可能にならなくなってきたということになります。

このことについては、我が国の労働安全から製品安全の第一人者である明治大学名誉教授　向殿政男先生の「安全と CSR」金融 CSR 総覧　経済法令研究所 2006-12pp280~285 でわかりやすく説明されていますのでご参照ください。

https://www.mukaidono.jp › 060910anzentoCSR

2020 年 4 月は我が国にとって歴史的な日となりました。2019 年 12 月に中国武漢で発生した新型コロナウィルスはあっという間に世界規模のパンデミックとなり大都市を中心に多くの死者が出ています。グローバル社会の大きなメリットに潜むリスクも感染状況と比例し急速に拡大しました。その中でも東京オリンピック・パラリンピック、そして中国での冬季オリンピック・パラリンピックが開催されました。一方でロシアの武力による戦争が勃発、エネルギー資源などをこの国に依存することのリスクを改めて認識した方々も多いと思います。

国が 2015 年に発表した Society5.0（超スマート社会）は 2020 年までに産業構造を改革すると宣言し、製品安全の領域もスマート化を提唱するなどをしている中、国内外の事業活動などは厳しい状況下におかれ、経営そのものの大きなリスクになっています。一方で、テレビ会議が浸透しテレワークなどで仕事、会議、セミナーなどもハイブリッド（実会場とテレビ会議システムの併用）などで参加しやすくなった一方、名刺交換もできず双方の情報は得にくい状況にもなっています。

製造物責任（PL）法が施行され 27 年が経過し、今の 50 歳未満の方々は当時のこと、この法律のできた経緯、本来の目的などもわからず、リコールも含め対策を求められています。製品安全対策はこれまでの事故発生の状況を監視して取り組む「事故発生ベース」から、市場のモニタリングを強化し「事故未然防止・再発防止」の実現に向け超スマート社会での取り組みが急務になっています。国が製品安全のスマート化を推奨し、産業構造の方向転換を公表したのは 2018 年 4 月でしたが、3 年経過し当協議会の会員の取り組みを除き 2021 年 11 月の製品安全点検月間での表彰企業の報告などでも具体的な製品安全のスマート化として「事故未然防止・再発防止」に資する取り組み報告は確認できていません。

©PROCONSULTS APL All right reserved Apr 2022

2020 年 4 月 7 日、政府は緊急事態宣言を発表、これにより、これまで人の移動、人を介して行なっていたことがほぼできなくなり、一気にグループウエアを利用したテレワークが浸透、これまで ICT などに関心の薄かった経営者は規模に関わらず利用するようになりました。これで一気に古い商習慣、日本独自の前例主義は新たな社会への環境での「ものづくりから販売、消費活動」にシフトし , 目に見えないウィルスにより強制的に Sciety5.0、超スマート社会に突入しました。

超スマート社会になり、スマートフォンで感染者との接触有無を伝えることなども始まり、製品安全、特にリコールなどの告知もハガキやメールアドレス、電話番号などの依存からの切り替えが進むと思われます。この国のあらゆるシステムの脆弱性も露呈し、国も我々消費者もこれからは新たな社会であることを強く認識して、製品安全を達成するためのこれまでの取り組みの大幅な方向転換を進めなければなりません。

PL 法が施行され 27 年、当時とは全く異なる社会になり、NPO 法人日本テクニカルデザイナーズ協会（2005 年設立、当協議会の前身団体）、2015 年に設立された一般社団法人 PL 研究学会などでの成果を整理し本書を出版しました。安全政策を行う国、業界団体、そしてあらゆる事業者の皆様が、超スマート社会における「事故未然防止」に向けた取り組みを進めていただく際の参考になることを願っています。

一般社団法人 PL 対策推進協議会
PL 対策検討委員会委員長　渡辺吉明

©PROCONSULTS APL All right reserved Apr 2022

目 次

INDEX1 最新の PL 対策 1
第 1 章　社会、産業構造の変化 4
第 2 章　消費者安全と製品安全 6
第 3 章　PL 対策の位置付け 7
第 4 章　最新の PL 対策について 8
第 5 章　PL 対策と GS1 標準 8

INDEX2 具体的な取り組み 11
第 1 章　デザインと PL 12
第 2 章　本質安全設計 16
第 3 章　品質について 20
第 4 章　製品安全 ~ 品質保証 ~PL 対策 25

INDEX3 製品事故未然防止のための体制整備 29
第 1 章　体制整備の具体的な取り組み 31
第 2 章　社内規定の整備 36
第 3 章　リスクコミュニケーション 37

INDEX4 表示・取扱説明書と製品の安全 39
第 1 章　業務用製品と一般消費者用製品の判断 42
第 2 章　表示と取扱説明書の法的な位置付け 44
第 3 章　産業用（業務用）と一般消費生活用品について 46

INDEX5 PL 対策 55
第 1 章　製品事故と PL 事故の相違 56
第 2 章　現状の PL 対策の見直し 57
第 3 章　製造者・販売者と使用者・購入者との関係 59
第 4 章　製品事故未然防止対策 Product Liability Prebention(PLP) 61
第 5 章　製品事故再発防止対策 Product Liability Defense(PLD) 63

INDEX6 製品リコール (自主回収) 対策 67
第 1 章　製品リコール (自主回収も含む) の目的と発生要因 69
第 2 章　リコールの対応 69
第 3 章　実態 70
第 4 章　事故発生後対応で製品自主回収・リコールに至るまでの流れ 70
第 5 章　課題の整理と対応方法 73
第 6 章　自社サイトの検証 74

©PROCONSULTS APL All right reserved Apr 2022

第 7 章　ベンチャー、新規参入事業者に向けた取り組みの強化 74
第 8 章　リコール対応 (対策) について 74
第 9 章　製品リコールと自主回収について 75
第 10 章　自主回収とリコールの相違 76
第 11 章　製品リコール (自主回収) のプロセス 79
第 12 章　各プロセスの重要事項 80
第 13 章　以上のプロセスを達成するためのポイント 82
第 14 章　製品安全のスマート化の事例 84
第 15 章　データキャリアの利用 88

INDEX7　製品安全社会を醸成するには‥ 103
第 1 章　今一度、「製品安全のスマート化」について考えましょう 104
第 2 章　4 つの大きな取り組み 105
第 3 章　製造・輸入事業者にできること 105
第 4 章　流通小売事業者に出来ること 105

INDEX8　関連法 107
第 1 章　消費者基本法 108
第 2 章　消費者安全法 108
第 3 章　製造物責任 (PL) 法 109
第 4 章　長期使用製品安全点検・表示制度 110

引用、参考文献など 111

©PROCONSULTS APL All right reserved Apr 2022